

議案第25号

墨田区中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成28年2月17日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例の一部を改正する条例

墨田区中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例（昭和53年墨田区条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「地上高」を「高さが」に改め、同条第2号中「前号の」を削り、「超え、又は」を「超えるもの（次号に掲げるものを除く。）又は」に、「超える」を「超え、20メートル以下の」に改める。

第2条中第11号を第12号とし、第7号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、同条第6号中「のイ又はロ」を削り、同号イを同号アとし、同号ロ中「イ」を「ア」に改め、同号ロを同号イとし、同号を同条第7号とし、同条第5号中「のイ、ロ又はハ」を削り、同号イを同号アとし、同号ロ中「8時から16時」を「午前8時から午後4時」に改め、同号ロを同号イとし、同号ハ中「イ及びロ」を「ア及びイ」に改め、同号ハを同号ウとし、同号を同条第6号とし、同条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 特別特定中高層建築物 中高層建築物のうち、高さが20メートルを超えるものをいう。

第4条第1項中「問い合わせ」を「問合せ」に改める。

第5条第1項中「、60日前」を「30日前、特別特定中高層建築物の建築にあつては60日前」に改める。

第6条第1項各号列記以外の部分中「中高層建築物」の次に「（特別特定中高層建

築物を除く。 )」を加え、同項第 1 号中「第 2 条第 5 号八」を「第 2 条第 6 号ウ」に改め、同項第 2 号中「第 2 条第 5 号八」を「第 2 条第 6 号ウ」に、「当該計画」を「、当該計画」に、「旨」を「旨を」に改め、同条第 2 項各号列記以外の部分中「前項の規定にかかわらず、建築主」を「建築主」に、「特定中高層建築物」を「特別特定中高層建築物」に、「又は戸別訪問による説明を開催し、又は」を「を開催し、又は戸別訪問による説明を」に改め、同項第 1 号及び第 2 号中「特定中高層建築物」を「特別特定中高層建築物」に改め、同条第 3 項中「前項各号」を「同項各号」に改める。

第 7 条第 3 項中「当事者間をあっせんし」を「前 2 項の規定によりあっせんを行うときは」に改める。

第 16 条中「除くほか」を「除き」に改める。

#### 付 則

- 1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の第 5 条第 1 項の規定により標識が設置されている中高層建築物の建築に係る手続、説明会の開催等については、この条例による改正後の第 5 条及び第 6 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

#### ( 提案理由 )

近年の中高層建築物の建築に係る紛争の状況に鑑み、特定中高層建築物のうち、一定の規模の建築物に係る手続を改める必要がある。